

令和3年2月2日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

エアコン（室外機）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガスこんろ（都市ガス用）1件、石油ストーブ（開放式）1件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちエアコン（室外機）1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちリチウム蓄電池1件、エアコン（室外機）1件、
スプレー缶（除菌用）1件） | 3件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

ダイキン工業株式会社が製造したエアコン（室外機）について
（管理番号：A202000823）

①事象について

ダイキン工業株式会社（法人番号：8120001059660）が製造したエアコン（室外機）を使用中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品のプリント基板のダイオードブリッジのはんだ接続部で、はんだ量が少なく、プリント基板と電装品箱の熱伸縮の差により、はんだ接続部に繰り返し応力が掛かり、はんだクラックが発生し、発煙・出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2004年（平成16年）10月18日にウェブサイト情報を掲載し、翌19日に新聞社告を行うとともに、継続的に新聞折り込みチラシやダイレクトメールの送付を行い、無償点検及び改修（プリント基板の交換又ははんだ盛りの追加等の対策）を実施しています。

③対象製品：機種・型式、製造番号、製造期間、対象台数

機種・型式	製造番号	製造期間	対象台数
AR2205X	4000101～4003200 5000101～5007200	1995 年 1 月 ～ 1998 年 3 月	9,950
AR228HDX	7000101～7008447		7,271
AR△△*6*	5000101～70*****		81,475
AR○○*7*	6000101～70*****		108,733
AR○○*8*	7000101～70*****		15,214
RA225G*	4000101～70*****		8,163
RA△△6*	5000101～70*****		107,914
RA○○7*	6000101～70*****		192,389
RA○○8*	7000101～70*****		55,864
RAJ△△8*	7000101～70*****		3,429
RAZ225*	4000101～70*****		21,007
RAZ△△6*	5000101～70*****		30,672
合 計			642,081

備考1. 対象機種の定格冷房能力は、2.2kW～3.2kW

備考2. 海外販売製品には、対象機種はありません。

注1. △△は、22、25、28のいずれかの数字

注2. ○○は、22、25、28、32のいずれかの数字

注3. *印は、数字又はアルファベット

2004年（平成16年）10月18日からリコール（無償点検・改修）を実施

改修率：53.8%（2020年12月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

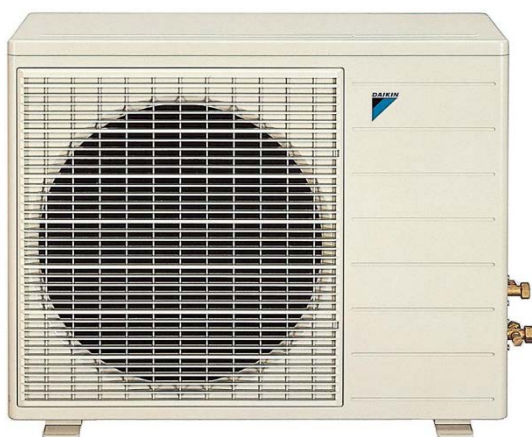
対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2014年度	1	火災
2019年度	0	—	2013年度	0	—
2018年度	2	火災	2012年度	2	火災
2017年度	1	火災	2011年度	0	—
2016年度	4	火災	2010年度	2	火災
2015年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202000823）は含まない。

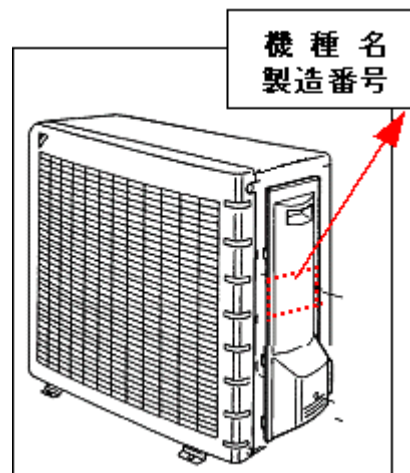
<対象製品の外観及び確認方法>

1) 対象製品の外観

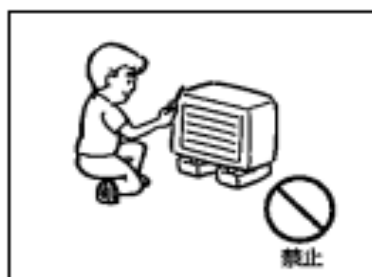


（写真は AR2205X）

2) 対象製品の確認方法



（注）自身で工具を用いての製品の分解等は危険ですので、決してしないでください。製品に不具合がある場合には、事業者の問合せ先に御連絡ください。



(参考) リモコンの型番から対象製品を確認できる場合もあります。

リモコン型番	○に入る数字		製造期間
	対策が必要	調査が必要	
ARC408A○	10、13、20、30	14、15、24、25、28、29	1995 年 1 月 ～ 1998 年 3 月
ARC409A○	6、11	1、8、15、17、21	
ARC411A○	4、6、9	1、2、3、8	
ARC418A○	なし	1、2	
ARC402A○	なし	6	

備考 1. 型番は、リモコン裏面に記載しています。

備考 2. 「対策が必要」の項目に該当するリモコン型番の機種では、事業者による改修が必要となります。

備考 3. 「調査が必要」の項目に該当するリモコン型番の機種では、改修が必要な場合がありますので、事業者による調査が必要となります。



注：写真のリモコンは、ARC408A10 のリモコンであり、型番によって形状は異なります。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ダイキン工業株式会社

電 話 番 号：0120(330)696

受 付 時 間：平日、土・日・祝日ともに 24 時間受付

ウェブサイト：

http://www.daikin.co.jp/taisetsu/2004/041019_r/index.html

※同ウェブサイトから無償点検・修理の申込みも可能です。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、田代

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202000818	令和3年1月16日	令和3年1月28日	ガスこんろ(都市ガス用)	IC-3300F	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202000819	令和3年1月4日	令和3年1月28日	石油ストーブ(開放式)	GKP-P248N(株式会社グリーンウッドブランド)	株式会社千石(株式会社グリーンウッドブランド) (輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、建物を全焼し、2棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和3年1月21日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202000823	令和3年1月17日	令和3年1月29日	エアコン(室外機)	RAZ225X	ダイキン工業株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品のプリント基板のダイオードブリッジのはんだ接続部で、はんだ量が少なく、プリント基板と電装品箱の熱伸縮の差により、はんだ接続部に繰り返し応力が掛かり、はんだクラックが発生し、発煙・出火に至ったものと考えられる。	東京都	製造から25年以上経過した製品 平成16年10月18日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:53.8%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000820	令和3年1月14日	令和3年1月28日	リチウム蓄電池	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも知れ、現在、原因を調査中。	山口県	令和3年1月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000821	令和3年1月12日	令和3年1月28日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも知れ、現在、原因を調査中。	福岡県	製造から15年以上経過した製品 令和3年1月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000822	令和2年11月22日	令和3年1月28日	スプレー缶(除菌用)	重傷1名	玄関のたたきに当該製品を使用したところ、足を滑らせて転倒し、左手を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年1月22日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし